

御殿場SDG s クラブ規約

(名称)

第1条 本会は、御殿場SDG s クラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、SDG s（2030年を目標年次とした国連「持続可能な開発目標」。以下同じ。）の達成に向け、御殿場市SDG s 未来都市計画の推進のために、SDG s に関心のある産学官金等各種団体の連携を推進し、具体的な活動を可視化して促進していくことで、御殿場市におけるSDG s の普及を促進し、かつ、御殿場市の特性を生かした持続可能なまちづくりと、SDG s を原動力とした地方創生の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) SDG s に関心のある団体等の募集に関すること
- (2) 団体間の情報交換及び交流の活性化に関すること（交流会やマッチングイベントの開催等）
- (3) SDG s に関連した情報提供に関すること（研修会の開催等）
- (4) 市ホームページや「御殿場市SDG s 交流サイト」等を活用した市民向け啓発及び会員の活動内容の情報発信（PR等）に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、次の各号のいずれにも該当する企業、団体等（以下、「事業者」という。）をもって構成する。

- (1) 市内において市に寄与するSDG s 推進活動の実績又は予定のある事業者。
- (2) 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- (3) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団等と認められる事業者及び同条例第9条第1号から同条第3号に規定する行為をしている事業者でないこと。
- (4) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、会員にふさわしくないと判断される事由がないこと。

(加入申請・退会)

第5条 本会に加入を希望する事業者は、所定の申請方式にて、あらかじめ会長に申請しなければならない。

- 2 会員は、第4条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は会員を継続する意思がないときは、所定の退会方式により会長に届け出ることによって本会を退会することができる。

3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他本会の運営に当たり重大な支障が生じると認められたとき
(組織)

第6条 本会は、会員をもって組織する。

- 2 本会に、会長1名、副会長2名、及び監事1名を置く。
- 3 会長は、御殿場市長をもって充て、会務を総理し、クラブを代表する。
- 4 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。
- 5 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(運営)

第7条 会費は無料とする。

(庶務)

第8条 クラブの庶務は、会長の定める所属において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年10月7日から施行する。

附則

この規約は、令和8年6月9日から施行する。